

大阪府広域緊急交通路 路線別要安全確認計画記載建築物集計表

【大阪府内全域】 (報告期限が令和4年9月30日までの建築物)

【単位：棟】

路線名称		要安全確認計画記載建築物 ※1					未報告
		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 ※2				III (あり、除却含む)	
		I	II				
①	国道1号	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
②	国道2号	23 (4)	6 (0)	4 (1)	13 (3)	0 (0)	
③	国道25号	54 (1)	12 (0)	7 (0)	35 (1)	0 (0)	
④	国道26号	6 (0)	5 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
⑤	国道43号	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
⑥	国道163号	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
⑦	国道170号	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
⑧	国道171号	12 (0)	5 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	
⑨	国道176号	40 (0)	10 (0)	8 (0)	21 (0)	1 (0)	
⑩	国道308号	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
⑪	国道310号	7 (0)	3 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	
⑫	国道423号	63 (3)	23 (0)	16 (0)	22 (3)	2 (0)	
⑬	大阪高槻京都線 (府道14号)	8 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	
⑭	大阪池田線 (府道10号)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
⑮	京都守口線 (府道13号)	9 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	
⑯	大阪生駒線 (府道8号)	12 (0)	3 (0)	3 (0)	6 (0)	0 (0)	
⑰	大阪市道築港深江線 (中央大通)	18 (4)	5 (0)	1 (0)	10 (4)	2 (0)	
⑱	大阪中央環状線 (府道2号)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
⑲	大阪和泉泉南線 (府道30号)	58 (2)	24 (0)	12 (0)	20 (1)	2 (1)	
⑳	大阪市道福島桜島線 (北港通)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
㉑	国道309号	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
㉒	国道371号	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
計		323 (14) 【A】	107 (0)	61 (1)	147 (12) 【B】	8 (1)	
耐震診断義務付け対象建物総数に占める耐震性のある建物の割合 【耐震性不足解消率 ※3】		45.5% [【B】 / 【A】] [147 / 323]					

※1 要緊急安全確認大規模建築物との重複物件を含む。
カッコ内の数値は、要緊急安全確認大規模建築物として重複する棟数。

※2 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※3 国や大阪府が耐震診断義務付けを行った建築物で、耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。
(R7.7.17 基本的な方針の一部改定)